

○邑南町農林業後継者育成奨学基金条例

平成23年1月24日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、邑南町の農林業振興に資する人材を育成するため、邑南町農林業後継者育成奨学基金(以下「基金」という。)を設置し、学資の貸与(以下「奨学金」という。)を行うことを目的とする。

(基金の額)

第2条 基金の額は、18,000,000円とする。

- 2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。
- 3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は積立て額の相当額を増加するものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、毎年度予算の定めるところによって一般会計へ繰り入れる。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、資金貸与に支障のない範囲で、確実な繰り戻しの方法によって歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(貸与対象)

第6条 奨学金を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 本人又はその保護者が邑南町に住所を有していること。

- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める大学若しくは同法第124条に定める専修学校又は農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第7条に規定する農業者研修教育施設において、農林業に関連する知識及び技術を履修する課程に在学していること。
- (3) 心身ともに修学に耐え得ること。
- (4) 第2号に定める学校を卒業した後に、町内において農林業に従事する意思があること。

(貸与金額)

第7条 奨学金の額は、別表に定める額を上限とする。

(貸与条件)

第8条 奨学金を受ける際の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 奨学金には、利子を付さない。
- (2) 奨学生は、奨学金を受けるにあたって、別に定める連帯保証人1名を立てなければならない。
- (3) 奨学金の貸付期間は、貸付を決定した年度の4月から、奨学生が在学校の正規の修学年度を終了する日の属する月までとし、これを限度とする。
- (4) 奨学生は、奨学金全額について、在学する学校を卒業した年度の翌年度を据置期間とし、翌々年度から償還を開始し、貸与年数の2倍の年数を限度として年賦、半年賦又は月賦等により償還しなければならない。

(実地調査等)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、奨学生に対し関係資料の提出を求め、又は実地調査におもむくことができる。

(奨学金交付)

第10条 奨学金は、本人に対して2箇月ごとに交付する。ただし、特別な事情がある場合は、本人の同意により保護者に交付することができる。

(奨学金貸与の一時停止)

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、奨学金の貸与を一時停止する。

- (1) 休学したとき。
 - (2) その他貸与の一時停止が適当であると町長が認めるとき。
- (奨学金貸与の取消し)

第12条 奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、奨学金の貸与を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
 - (2) 退学したとき。
 - (3) 奨学金の貸与を辞退したとき。
 - (4) その他貸与が適当でないと町長が認めるとき。
- (償還の猶予)

第13条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請により町長の認める期間、償還を猶予することができる。

- (1) 障がい、進学及び研修その他特別の理由により奨学金の償還が困難なとき。
- (2) 邑南町内に居住し、かつ、自営農業若しくは自営林業に従事したとき又は邑南町内に居住し、かつ、邑南町内に事務所を置く農地所有適格法人等、島根県農業協同組合、邑智郡森林組合若しくは農林業に関連する事業を行う町内の事業者就職したとき。

(償還期間の延長)

第14条 障がい、進学その他特別の理由により奨学金の償還が困難な者については、申請により町長が認める期間、償還期間を延長することができる。

(償還の免除)

第15条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は邑南町奨学生審査委員会への諮問を経て、償還金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。

(2) 障がいその他特別な理由により、奨学金の償還が著しく困難であると認められるとき。

(3) 据置期間と第13条第2号の規定により償還を猶予された期間が、あわせて5年を経過したとき。ただし、島根県農業協同組合、邑智郡森林組合又は農林業に関連する事業を行う町内の事業者に就職したときは、半額免除とする。

2 奨学金の償還開始後に、第13条第2号の規定により償還を猶予された奨学金が、前項各号の規定による償還免除の要件を満たした場合は、償還猶予後の奨学金償還額に限り、償還を免除できるものとし、既に償還した奨学金については免除しない。

(繰上げ償還)

第16条 奨学生は、必要に応じ償還金の全部又は一部を繰上げ償還することができる。

2 町長は、奨学金がこの条例に定める目的以外に使用された場合、又は別に定めるとおり償還が履行されない場合は、償還金の全部又は一部を繰上げ償還させることができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び資金の貸与等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年3月31日から施行する。

附 則(平成24年3月21日条例第17号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月21日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正後の条例第13条及び条例第15条の規定は、平成28年4月1日以後に償還を開始する奨学生について適用し、平成28年4月1日以前に償還を開始した奨学生については、なお従前の例による。

附 則(令和2年12月21日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第7条関係)

区分		貸与月額
短期大学、専修学校及び農業者研修教育施設(農林業従事に必要な知識を履修する課程)	国、公立	50,000円
	私立	60,000円
大学及び大学院(農林業に関する知識及び技術を履修する課程)	国、公立	60,000円
	私立	80,000円